SURE 静岡大学学術リポジトリ
Shizuoka University REpository

イギリス会社法における株式会社の政治的寄附への規制に関する考察

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 静岡大学人文社会科学部 公開日: 2017-02-24 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 坂本, 達也 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00009996

論　説

イギリス会社法における株式会社の政治的寄附への規制に関する考察

坂　本　達　也

Ⅰ　はじめに

周知の通り、日本の会社法においては、株式会社が政党等に資金を寄附するという政治的寄附をなすことを禁止することは規定されておらず、有名な最高裁判決[1]は、株式会社が政治的寄附をなすことを認めている。また、政治資金規正法は、会社が政治的寄附をなすことができることを前提とする規定（例えば、21条１項、21条の３第１項２号参照）を置いている。株主は、出資をした会社が営利を目的とした事業活動を通じて企業価値を高め、それに伴い経済的利益を得ることを期待している。他方、株式会社の取締役等は、会社の利益または株主の利益を考慮して会社の経営を行うことが求められる。しかし、会社がなした政治的寄附は、会社の利益または株主の利益になると必ずしも言えるものではない。出資者から集めた会社財産が政治的寄附に使われ、その政治的寄附から株主に利益が生まれず、その政治的寄附は株主にとって会社財産が失われるという結果に終わることも起こりうる。

以上のように考えると、株主は株式会社がなす政治的寄附から利益を得るのであろうかという疑問が生ずる。問題は、株式会社が政治的寄附

[1] 最大判昭和45年６月24日民集24巻６号625頁（八幡製鉄政治献金事件）。

をなすことができるという前提に立つ場合、株主の保護が弱いのではないかということである。会社法においては、株式会社がなす政治的寄附について株主保護を目的とした規制は規定されていない[2]。

イギリスにおけるCompanies Act 2006[3]（以下、2006年会社法という。）は、会社が政治的寄附または政治的支出（以下、これらを政治的寄附等という。）をなす場合、会社は、政治的寄附等をなすことについて株主総会の事前の許可の決議を得ることを要するとしており、また、会社が政治的寄附等をなした場合には、当該寄附等は株主に開示されるという規制を設けている[4]。

本稿以下では、2006年会社法におけるこれらの規制について考察を加え、日本法への示唆を得ることにする。

Ⅱ　イギリス会社法における政治的寄附に関する規制の概観

1　序

イギリス会社法において、会社の政治的寄附等は、定款に基づく権限内かどうかという点が問題となる[5]。この問題については、2006年会社法39条により解決が図られる[6]。すなわち、同条は、会社がなした行為の有効性は、当該会社の定款による能力の欠如を根拠として否定されな

---

[2] 最高裁判決・前掲注(1)によれば、政治的寄附について取締役の任務懈怠の責任は生じうる。

[3] 2006 c 46.

[4] イギリス会社法における政治的寄附の規制について論ずる文献として、川口恭弘「企業の政治献金と株主保護」同志社法学64巻7号389頁（2013年）、小野里光広「英国会社法における政治献金規制の展開」京都学園法学59号1頁（2009年）、田島康彦「イギリスの企業献金規制」法律時報64巻11号35頁（1992年）、久保田きぬ子「イギリスの1967年会社法第19条について」ジュリスト460号35頁（1970年）がある。

[5] See, John Birds edited, Annotated Companies Legislation, (Oxford University Press, 3rd edition, 2013) at 355.

[6] See, John Birds, supra note 5, at 355 footnote 1.

いとしている（2006年会社法39条１項参照）[7]。この規定は、会社と取引をする相手方保護を目的とするものであるが、これにより、会社の政治的寄附等は、定款所定の目的外の行為であるとして否定されることはない[8]。したがって、定款所定の目的外の行為を理由として、会社は政治的寄附等をすることができないとはされない[9]。このように、会社が政治的寄附等をすることができるという状況においては、会社による政治的寄附等が取締役の信認義務に違反するかどうかが問題となる[10]。しかし、取締役の信認義務違反の責任追及は難しいとされている[11]。

イギリス会社法においては、会社が政治的寄附等をすることができるという状況において、次の二つの規制がある[12]。すなわち、第一に、政治的寄附等について取締役の報告書において開示することを求める規制、第二に、政治的寄附等について株主総会の事前の承認を求める規制である。後者の規制は、先に前者の規制が採用されていたところ、これとは別に、取締役の説明責任を強化する意味で設けられたものである[13]。本

---

[7] See, John Birds, supra note 5, at 39. 2006年会社法40条によれば、会社と誠実に取引をする者に対し、会社を拘束する取締役の権限または他の者にそれをさせる取締役の権限は、当該会社の定款の制限を受けない（１項）。同条は、会社と誠実に取引をする者を、当該会社の定款により取締役が会社を拘束する権限を制限されているかという問題から保護することになる（２項(a)参照）。取引をする者の誠実さについては、会社が反証することが求められ、行為が定款所定の取締役の権限を越えていることを取引の相手方が知っているという理由のみでは、その者は不誠実とはされない（２項(b)参照）。したがって、40条によれば、政治的寄附等について定款が取締役の権限を制限しているとしても、寄附等を受ける者が保護される。

[8] See, John Birds, supra note 5, at 355.

[9] See, John Birds, supra note 5, at 355.

[10] See, John Birds supra note at 355, Paul L. Davies and Sarah Worthington, Gower's Principles of Modern Company Law (Sweet & Maxwell, 10th edition, 2016) at 609-610. John Birds, supra note 5, at 355は、取締役が個人的理由により会社に政治的寄附等をさせた場合には、取締役の信認義務違反が問われうることを示唆する。

[11] See, John Birds, supra note 5, at 355.

[12] See, John Birds, supra note 5, at 356, Geoffrey Morse et al edited, Palmer's Company Law (Sweet & Maxwell, 25th edition, 1992) at para 8. 3501.

[13] See, John Birds, supra note 5, at 355.

稿以下では、前者の規制に触れたうえで、その後、後者の規制について述べることにする。

２　取締役の報告書における開示

イギリスにおいて、Companies Act 1948[14]の改正を視野に入れて、同法の調査のために設置されたJenkins委員会は、1962年の同委員会報告書において、会社が政治的寄附をすることは許されるべきかどうかは会社法の問題ではなく、意見を示さないとしたうえで[15]、政治的寄附が会社の計算書類において開示されるべきかということについて、政治的寄附の額が大きいのであれば、会社の損益について真実かつ公正な概観を計算書類において提示すべき義務が寄附についての開示を要求するかもしれないとしつつも[16]、政治的寄附はほとんどの会社の計算書類において開示を正当化するほどに十分に重要な事項ではないと述べ[17]、政治的寄附の開示について否定的な立場を示した[18]。しかし、このような消極的な報告がなされたにもかかわらず、Companies Act 1967[19]（以下、1967年会社法という。）において、政治的寄附がなされた場合には、政治的寄附の額等が取締役の報告書に記載されるべき旨の規定が導入された（1967年会社法19条参照）[20]。その後の統括法であるCompanies Act 1985[21]（以下、1985年会社法という。）も取締役の報告書における政治的寄附等の開

[14] 11 & 12 Geo. 6. CH. 38.
[15] Board of Trade, Report of the Company Law Committee (Cmnd. 1749) (June 1962) at para 51（以下、この文献をReport of the Company Law Committeeという。）.
[16] Report of the Company Law Committee, supra note 15, at para 53.
[17] Report of the Company Law Committee, supra note 15, at para 53.
[18] See, Report of the Company Law Committee, supra note 15, at para 53.
[19] 1967 c 81.
[20] 久保田・前掲注(4)35頁、田島・前掲注(4)35頁。政治的寄附の開示に関して、Jenkins委員会の報告書の立場から1967年会社法19条導入への変化については、保守党政府から労働党政府への交代が考えられる。久保田・前掲(4)36頁参照。
[21] 1985 c 6.

示に関する規制を受け継いでいた（1985年会社法234条、1985年会社法Schedule 7の3条、4条参照）。2006年会社法においても、政治的寄附等の開示に関する規制は採用されている（2006年会社法415条、Large and Medium-Sized Companies and Groups (Accounts and Reports) Regulations 2008[22] Schedule 7における3条、4条参照、Small Companies and Groups (Accounts and Directors' Report) Regulations 2008[23] Schedule 5における2条、3条参照）[24]。

2006年会社法においては、取締役は、毎事業年度、取締役の報告書の作成を義務づけられており（415条1項参照）[25]、同報告書は、取締役会により承認されなければならず（419条1項参照）[26]、会社は、毎事業年度、各株主に同報告書の写しを送らなければならず（423条1項、471条2項、3項参照）[27]、同報告書の送付を怠ると、取締役は制裁を科される（425条参照）[28]。公開会社[29]においては、取締役は、株主総会において取締役の報告書の写しを提出しなければならず（437条1項参照）[30]、提出を怠ると、取締役は制裁を科される（438条参照）[31]。私会社[32]については、取締役の報告書の株主総会への提出は課されていない[33]。

---

[22] SI 2008/410.
[23] SI 2008/409.
[24] Geoffrey Morse, supra note 12, at para 8.3501.
[25] See, John Birds, supra note 5, at 429. 小会社は、取締役の報告書の作成を免除される（415-A条1項参照）。小会社については、2006年会社法381条から384条、また、坂本達也「イギリス会社法における監査役制度に関する考察」静岡大学法政研究20巻1号4⑸頁以下（2015年）参照。
[26] See, John Birds, supra note 5, at 437.
[27] See, John Birds, supra note 5, at 423, 494.
[28] See, John Birds, supra note 5, at 444.
[29] See, John Birds, supra note 5, at 3. 2006年会社法4条参照。
[30] See, John Birds, supra note 5, at 455.
[31] See, John Birds, supra note 5, at 456.
[32] See, John Birds, supra note 5, at 3. 2006年会社法4条参照。
[33] John Birds, supra note 5, at 455, Paul L. Davies and Sarah Worthington, supra note 10, at 731.

以上のように、政治的寄附等は、取締役の報告書において開示されることが求められている。学説によれば、取締役の報告書は、株主総会の承認を要するものではなく、公開会社においても、同報告書は、株主総会において議論の対象にされるにすぎない[34]。しかし、取締役の報告書において政治的寄附等を開示することは、政治的寄附が後述の政治的寄附等についての株主による許可の決議に従ってなされたのか否かを事後的に株主に開示するという意味で意義があると言えるであろう。

３　株主の許可の決議

イギリス会社法において、政治的寄附等の規制について取締役の報告書による開示が規定されているにとどまっていたところ、公職に就く者の行為基準等について調査し、必要に応じて勧告の提出を要請されて設置されたNeill委員会[35]は、1998年に報告書[36]を公表した[37]。同委員会は、政党の資金調達の状況についても調査し、勧告するものとされ[38]、同報告書において、会社による政治的寄附について勧告を提示した[39]。同委員会は、同報告書において、政党への寄附をすることができる額について上限を設けるべきかどうかについて、寄附者が個人であるか、会社であるかにかかわらず、上限を設けるべきではないという勧告を示したうえで[40]、次のように述べる[41]。

会社による政治的寄附についての現状を支持することは難しく、会社

---

[34] Paul L. Davies and Sarah Worthington, supra note 10, at 732.
[35] Standards in Public Life, The Funding of Political Parties in the United Kingdom, Volume 1: Report (Cm 4057-I)(October 1998) at para 1. 1（以下、この文献をStandards in Public Lifeという。）.
[36] See, Standards in Public Life, supra note 35.
[37] See, Standards in Public Life, supra note 35, at para 6.24, para 6.34.
[38] Standards in Public Life, supra note 35, at para 1.2.
[39] Standards in Public Life, supra note 35, at R34, para 6.34 et seq.
[40] Standards in Public Life, supra note 35, at R32, para 6.11.
[41] Standards in Public Life, supra note 35, at R32, para 6.34.

が政治的寄附について株主の同意を得る義務を負わないということは、当委員会が主張する透明性の時代において満足できることではない。当委員会の見解としては、労働組合の場合と同様に会社への義務が確立されるべきある。当委員会は、政治的寄附を行うことを望む会社は、株主から事前の許可を得るべきであるという意見を提示する。そのような許可は、毎年または寄附ごとに得る必要はない。当委員会は４年を提案するが、合理的な間隔で更新されることに服するのであれば、一般的な事前の許可でよい。当委員会は、４年という期間は議会の平均的な期間に一致することから、この期間を選択する。この原則は、政党以外の政治団体への寄附にも、また、無償の労務提供、無利息の融資、後援等、政党が利用できる金銭上の利益にも、妥当するとすべきである。以上のように、同委員会は述べる[42]。

そのうえで、同委員会は、次のような勧告を提示する[43]。すなわち、会社が現金でまたはその他のもので、後援、優遇レートでの融資または取引を含め、政党または政治団体へ寄附する場合には、当該会社は株主の事前の許可を得なければならず、この許可は、幅のある権限を与える形で、４年までの効力を有するものとし、かつ、この許可は、典型的には、定時株主総会において、取締役会に対し、上限額を定めた寄附をすることについて裁量を与えることを承認する決議によってなされるものとする。同委員会は、以上のような勧告を提示した[44]。

同報告書を受け、Political Parties, Elections and Referendums Act 2000[45]（以下、2000年政党、選挙およびレファレンダム法という。）が成立し、この改正法により、会社が政治的寄附または政治的支出について株主総

[42] Standards in Public Life, supra note 35, at R32, para 6.34.
[43] Standards in Public Life, supra note 35, at R32, R34, para 6.35.
[44] Standards in Public Life, supra note 35, at R32, R34, para 6.35.
[45] 2000 Chapter 41. 同法は、取締役の報告書についても、1985年会社法Schedule7の一部を改正している（140条参照）。

会の事前の承認を得なければ、寄附をすることができないということ等[46]が1985年会社法に導入された（1985年会社法347C条、2000年政党、選挙およびレファレンダム法139条、同法Schedule 19 347C条参照）[47]。株主総会の承認決議は、単純多数決の決議と解され、取締役または会社の定款により、決議の要件を加重することも可能であると解されている[48]。また、2000年政党、選挙およびレファレンダム法により、政治的寄附等について親子会社に適用する規制も1985年会社法において設けられた（1985年会社法347D条参照）。この規制は、会社が子会社を通じて政治的寄附等をすることにより株主総会の承認を要するという規制を回避することができないようにする趣旨で設けられた[49]。2000年政党、選挙およびレファレンダム法により1985年会社法にとり入れられた規制は、おおむね2006年会社法に受け継がれている[50]。

2006年会社法について見ると、同法のPart 14において規定が置かれており（362条から379条）、Part 14の規定は、会社がなす政党、それ以外の政治団体または独立の選挙候補者（以下、政党等という。）への政治的寄附、および会社が負担する政治的支出を規制する（362条参照）[51]。ここで言う寄附とは、金銭その他の財産の贈与、後援、政党参加または会費のための支払、政党が直接的または間接的に負担した費用への支払、商業上の条件ではない条件で政党に貸した金銭、政党の使用または利益

---

[46] 改正により1985年会社法に規定された内容の詳細については、1985年会社法347A条から347K条参照。

[47] John Birds, supra note 5, at 355-356.

[48] The Political Parties, Elections and Referendums Bill – Donations (Bill 34 of 1999-2000), Research Paper 00/27 January 2000, at 35（以下、この文献をThe Political Parties, Elections and Referendums Billという。）.

[49] See, The Political Parties, Elections and Referendums Bill, supra note 48, at 35.

[50] John Birds, supra note 5, at 356. 2006年会社法における規制については、362条から379条参照。1985年会社法の規制と2006年会社法の規制に関して、細かい部分で異なる点については、John Birds, supra note 5, at 361, 362, 365参照。1985年会社法の規制と2006年会社法の規制は全く同じというものではない。

[51] See, John Birds, supra note 5, at 356.

のための財産、役務または施設の商業上の条件ではない条件での提供等である（2006年会社法364条参照）[52]。政党の役員、メンバー、受託者または代理人にその資格で与えられた物は、政党に与えられた物とみなされ、したがって、政党への寄附に含まれる（2000年政党、選挙およびレファレンダム法50条６項参照）[53]。政治的支出とは、広告またはその他の促進のための物もしくは宣伝物の準備、発行または普及のために会社が負担する費用であり、かつ、その準備、発行または普及が政党等の支持について公衆に影響を与えることを意図すると合理的にみなすことができる場合における当該費用（2006年会社法365条１項(a)参照）等である[54]。

2006年会社法366条によれば、次の場合を除き、会社は、政党等への政治的寄附をなし、または政治的支出を負担してはならない（１項参照）[55]。その場合とは、第一に、当該会社が他の会社の子会社[56]ではないときは、当該会社の株主総会の決議によって、第二に、当該会社が他の会社の子会社であるときは、当該会社の株主総会の決議、かつ、関連親会社の株主総会の決議によって、政治的寄附等が許可されている場合である（2006

---

[52] John Birds, supra note 5, at 359. 寄附の定義の詳細については、2000年政党、選挙およびレファレンダム法50条以下参照。

[53] John Birds, supra note 5, at 359.

[54] See John Birds, supra note 5, at 359. 政治的支出の定義の詳細については、2006年会社法365条参照。このほか、例えば、政党等の支持について公衆に影響を与えることを意図すると合理的にみなすことができる会社における活動について会社が負担する費用等が政治的支出に含まれる（2006年会社法365条１項(b)参照）。

[55] See, John Birds, supra note 5, at 360.

[56] 子会社の定義については、2006年会社法1159条参照。親会社と子会社の定義は、次のように規定されている。会社は、次の場合には、他の会社、すなわち親会社の子会社である。次の場合とは、①当該他の会社が、当該会社において過半数以上の議決権を保有する、②当該会社の株主であり、かつ、当該会社の取締役会の過半数の取締役を選任または解任することができる権利を有する、③当該会社の株主であり、かつ、他の株主との合意に従って、当該会社における過半数以上の議決権を単独で支配する場合、または、会社が、当該他の会社の子会社である会社の子会社である場合である（1159条１項参照）。詳細については、John Birds, supra note 5, at 1141、2006年会社法1159条参照。

年会社法366条２項参照）[57]。関連親会社とは、寄附または支出負担がなされた時に当該会社の親会社[58]であり、かつ他の会社の子会社ではない会社のことである（2006年会社法366条４項参照）[59]。

株主総会の決議は、政治的寄附または政治的支出の負担がなされる前になされなければならず（2006年会社法366条５項(b)参照）[60]、普通決議で足り（2006年会社法281条１項、２項、３項参照）[61]、株主総会の決議を要する会社が私会社である場合には書面による決議でもよい（2006年会社法281条１項、288条参照）[62]。当該会社が完全子会社の場合には、株主総会の決議は不要である（2006年会社法366条３項参照）[63]。

また、政治的寄附および当該政治的寄附がなされた日から12ヵ月の間になされたその他の関連寄附の総額が5000ポンドを超えない場合には、株主総会の決議は不要である（2006年378条１項参照）[64]。その他の関連寄附とは、子会社ではない会社による政治的寄附の場合には、当該会社または当該会社の子会社によってなされたその他の寄附のことであり、子会社による政治的寄附の場合には、当該子会社、当該子会社の親会社、または当該親会社の他の子会社によってなされたその他の寄附のことである（378条２項参照）[65]。この規定の趣旨は、額の小さい政治的寄附について決議を得るための負担をとり除くことにある[66]。

---

[57] See, John Birds, supra note 5, at 360.
[58] 親会社の定義については、John Birds, supra note 5, at 1141、2006年会社法1159条参照。このほか、前掲注(56)参照。
[59] See, John Birds, supra note 5, at 360.
[60] See, John Birds, supra note 5, at 360.
[61] See, John Birds, supra note 5, at 287.
[62] John Birds, supra note 5, at 361.
[63] See, John Birds, supra note, at 360.
[64] See, John Birds, supra note, at 378.
[65] See, John Birds, supra note 5, at 371.
[66] See, John Birds, supra note 5, at 371. 政治的支出については、同様の規定はない。ただし、国務大臣の命令により政治的支出について決議は不要であるとされうる（2006年会社法377条参照）。

株主総会の決議は、決議を得ようとしている会社、当該会社の一社またはそれ以上の子会社、または当該会社および当該会社の一社またはそれ以上の子会社に適用することができ（2006年会社法367条１項参照）[67]、また、株主総会の決議は、決議が採択される時にまたは決議の効力がある間に、決議を得ようとしている会社の全ての子会社に適用することを表明することができる（367条２項参照）[68]。これは、企業グループにおいて、政治的寄附等の承認決議を得ることを簡素にする趣旨のものである[69]。すなわち、367条１項により、一つの株主総会の決議の効力がその決議を得ようとしている会社のみに限るとするか、決議を得ようとしている会社が親会社であれば、当該決議の効力が子会社にのみ及ぶとするか、または、決議を得ようとしている会社が親会社であれば、当該決議の効力が子会社と当該親会社の両方に及ぶとすることができ、同条２項により、決議を得ようとしている会社（親会社）の決議のみで足り、その決議の効力が当該会社の全ての子会社に及ぶとすることができる。

決議は、政党または独立の選挙候補者への寄附、政党以外の政治団体への寄附、または政治的支出という一般的な項目ですることができ（2006年会社法367条３項参照）[70]、367条２項により一つの決議の効力が全ての子会社に及ぶとする場合においては、子会社ごとに、上記の項目を提示して、決議がなされなければならず（367条４項(a)参照）[71]、それ以外の場合においては、決議の効力が及ぶ会社ごとに、上記の項目を提示して、決議がなされなければならない（367条４項(b)参照）[72]。決議は、上記の項目に従って、概括的な表現でなされなければならず、特定の寄附また

[67] See, John Birds, supra note 5, at 361.
[68] See, John Birds, supra note 5, at 361.
[69] See, John Birds, supra note 5, at 362.
[70] See, John Birds, supra note 5, at 362.
[71] See, John Birds, supra note 5, at 362.
[72] See, John Birds, supra note 5, at 362.

は支出を許可するとすることはできない（367条５項参照）[73]。決議は、上記の項目ごとに、決議の効力がある期間における上限の額を許可しなければならず（367条６項参照）[74]、367条２項により一つの決議の効力が全ての子会社に及ぶ場合には、子会社ごとに、また、それ以外の場合には、決議の効力が及ぶ会社ごとに、上限の額を定めなければならない（367条７項参照）[75]。株主総会の決議は、取締役の決定または定款の定めにより短い期間が定められていない限り、当該決議の日から４年間効力を有する（2006年会社法368条１項参照）[76]。この期間は、上述のように、４年間が議会の平均的な期間であるとしたNeill委員会の勧告[77]を受けたものである。

許可の決議を得ずに、会社が政治的寄附をなした、または政治的支出を負担した場合には、取締役は責任を課される（2006年368条１項）[78]。すなわち、取締役は、許可の決議を得ていない寄附または支出の額を会社に対し連帯して補填しなければならず、かつ、許可の決議を得ていない寄附または支出がなされた結果会社に損失または損害が生じている場合には、その損失または損害につき会社に対し連帯して賠償しなければならない（2006年会社法369条２項参照）[79]。取締役は、許可の決議を得ていない寄附または支出の負担がなされた時点において、当該寄附または当該支出の負担をなした会社の取締役であった者のことであり（2006年会社法369条３項(a)参照）[80]、さらに、寄附をなしたまたは支出を負担し

[73] See, John Birds, supra note 5, at 362.
[74] See, John Birds, supra note 5, at 362.
[75] See, John Birds, supra note 5, at 362.
[76] See, John Birds, supra note 5, at 363.
[77] Standards in Public Life, supra note 35, at para 6.34.
[78] See, John Birds, supra note 5, at 363.
[79] See, John Birds, supra note 5, at 363.
[80] See, John Birds, supra note 5, at 363.

た会社が関連親会社[81]の子会社であり、かつ、当該関連親会社の取締役が当該会社が当該寄附をなすことまたは当該支出を負担することを防ぐために合理的な措置をとることを怠った場合には、当該関連親会社の取締役も、当該会社の取締役とともに連帯して当該会社に対し責任を負う（2006年会社法369条３項(b)参照）[82]。会社がなした寄附または負担した支出の一部について、許可の決議がなされていないという場合には、その決議がなされていない部分の寄附または支出について、取締役は責任を負う（2006年会社法369条６項参照）[83]。

政治的寄附等についての取締役の責任の追及については、株主による訴訟の制度が設けられている[84]。取締役の会社への責任については、当該会社における一定の集団の株主は、当該会社の名で追及することができ（2006年会社法370条１項(a)参照）[85]、親会社の取締役の子会社への責任については、当該子会社または当該親会社における一定の集団の株主は、当該子会社の名で追及することができる（370条１項(b)参照）[86]。一定の集団の株主とは、その株主の会社の発行済株式資本の額面価値で５％以上を保有する者、または、その会社における50人以上の株主のことである（370条３項(a)(c)参照）[87]。学説によれば、訴訟提起権を一定の集団

---

[81] 関連親会社とは、当該寄附がなされたまたは当該支出が負担された時点において、当該寄附または当該支出の負担をなした会社の親会社であり、かつ、他の会社の子会社ではない会社のことである（2006年会社法364条４項参照）。すなわち、関連親会社とは、他に親会社が存在しない最終の親会社のことである。John Birds, supra note 5, at 361, 364. 詳細については、369条４項参照。同様の規定として、366条４項参照。

[82] John Birds, supra note 5, at 364.

[83] See, John Birds, supra note 5, at 364.

[84] See, Paul L. Davies and Sarah Worthington, supra note 10, at 608.

[85] See, Paul L. Davies and Sarah Worthington, supra note 10, at 608, John Birds, supra note 5, at 365.

[86] See, John Birds, supra note 5, at 365.

[87] Paul L. Davies and Sarah Worthington, supra note 10, at 608, John Birds, supra note 5, at 366. 会社が株式会社ではない場合には、一定の集団のメンバーとは、５％以上のメンバーまたは50人以上のメンバーのことである（370条３項(b)(c)参照）。See, Paul L. Davies and Sarah Worthington, supra note 10, at 608.

の株主に制限する趣旨は、個人の株主が会社の利益と関係しない理由に動機づけられて訴訟を提起することを防止することにある[88]。370条により一定の集団の株主が会社の名で訴訟を提起するためには、その集団の株主は、その会社に対し書面の通知[89]を発しなければならず（371条１項参照）、通知を発した日から28日が経過しなければ[90]、訴訟を提起することができない（317条１項参照）[91]。一定の集団の株主により訴訟が提起された場合には、その集団は、会社に対し、訴訟の内容に関して、会社が保有する、会社の支配下にあるまたは会社が合理的に取得することができる情報を提供することを要求することができ（2006年会社法373条１項参照）[92]、会社が情報提供を拒否する場合には、その集団の請求により、裁判所は、会社、および請求により特定される会社の役員または従業員に対し、情報をその集団に提供することを命じることができる（2006年会社法373条２項参照）[93]。

以上は、政治的寄附等についての取締役の責任追及のために特別に規定された制度の概略である。イギリス会社法においては、代表訴訟制度（2006年会社法260条以下参照）がある[94]。前者の制度は、株主が代表訴

---

[88] Paul L. Davies and Sarah Worthington, supra note 10, at 608.

[89] この通知には、訴訟原因、訴訟の根拠となる事実の概要、その集団を構成する株主の名前と住所、株主がその集団を構成すると主張する根拠が記載されなければならない（2006年会社法317条１項(a)参照）。

[90] この28日の期間に、取締役は、裁判所に対し、求められている訴訟を提起すべきではないとする命令を得るために申立てをすることができる（2006年会社法371条２項参照）。求められている訴訟を提起すべきではないとする根拠は、第一に、許可の決議を得ていない寄附または支出の額の補償が会社に対しなされていること（317条２項(a)参照）、第二に、すでに会社が責任追及のために訴訟を提起し、相当な注意をもって訴訟が行われていること（317条２項(b)参照）、第三に、訴訟の提起を求めている株主が集団の要件を充たしていないこと（317条２項(c)参照）である。

[91] See, John Birds, supra note 5, at 366.

[92] See, John Birds, supra note 5, at 368, Paul L. Davies and Sarah Worthington, supra note 10, at 609.

[93] See, John Birds, supra note 5, at 368.

[94] 代表訴訟制度の詳細については、John Birds, supra note 5, at 259 et seq, Paul L. Davies and Sarah Worthington, supra note 10, at 591 et seq参照。

訟を提起するまたは継続することを妨げるものではない（2006年会社法370条５項参照）[95]。学説は、取締役が許可の決議を得ずに寄附または支出の負担をすることが取締役の一般的義務の違反になることを理由に代表訴訟は利用できると述べ[96]、また、上述の特別の訴訟制度または代表訴訟制度のどちらがより魅力的であるのかは明らかではないとしている）[97]。

以上は、政治的寄附等について株主総会の決議を要求する制度の概略である。この制度（2006年会社法Part 14）においては、取締役には影の取締役が含まれる（2006年会社法379条１項参照）[98]。したがって、上述の取締役の責任（369条）の規制および責任追及のための訴訟制度（370条以下）において、影の取締役も取締役の責任が課され、責任追及の対象とされる[99]。

政治的寄附等について株主総会の決議を要求する制度については、学説は、取締役に会社財産から政治的寄附をなすことについて株主に承認を得ることよりも、政治的寄附をしないことを促す効果があるとしている[100]。同制度については、Neill委員会により政治的寄附等についての説明責任を強化することを目的として導入が勧告され[101]、上述のように、その後同制度が導入された。学説は、同制度は、特定の政党を促進することについての取締役の個人的な利益と会社の成功を促進することにならない方法で会社の財産が使われないことについての株主全体の利益と

---

[95] Paul L. Davies and Sarah Worthington, supra note 10, at 609, John Birds, supra note 5, at 366.
[96] Paul L. Davies and Sarah Worthington, supra note 10, at 609-610.
[97] Paul L. Davies and Sarah Worthington, supra note 10, at 610.
[98] See, John Birds, supra note 5, at 372.
[99] See, Paul L. Davies and Sarah Worthington, supra note 10, at 539, 608.
[100] Paul L. Davies and Sarah Worthington, supra note 10, at 540. See also, John Birds, supra note 5, at 356.
[101] See, Standards in Public Life, supra note 35, at para 6.35.

の利益衝突を規制する趣旨を有するとしている[102]。また、別の学説は、会社の利益となる政策ではなく取締役が個人的に同意する政策を促進する政党を支持することは容認することができないと考えられており、会社法が同制度を設ける根拠は利益衝突を規制することにあるとしている[103]。以上のように、イギリス会社法においては、会社による政治的寄附等は取締役および株主間の利益衝突の問題であるとして、同制度の規定が設けられていると言える[104]。

Ⅲ　日本法への示唆

日本の会社法においては、政治的寄附を規制する特別の規定は置かれていない[105]。しかし、会社が政治的寄附をすることができるのか等の点について判断を示した最高裁等の判決が存在する。以下では、株式会社による政治的寄附についての裁判所の判断について見たうえで、イギリス会社法からの示唆を得ることにする。

株式会社による政治的寄附が問題となった判例は、最大昭和45年６月24日判決[106]である。同判決において、特に問題となる点は、①政治的寄附が定款上の会社の目的に含まれるのか、②政治的寄附は取締役の善管

---

[102] Paul L. Davies and Sarah Worthington, supra note 10, at 538.

[103] Geoffrey Morse, supra note 12, at 8.3502. このほか、Geoffrey Morse et al edited, Palmer's Company Law: Annotated Guide to the Companies Act 2006 (Sweet & Maxwell, Second edition, 2009) at 333参照。

[104] See, Paul L. Davies and Sarah Worthington, supra note 10, at 538, Geoffrey Morse, supra note 12, at para 8.3502.

[105] 政治資金規正法によると、会社が政党および政治資金団体への政治的寄附をなすことについて、寄附金額の制限は規定されているが、禁止はされていない（21条の３第１項２号、２項参照）。ただし、３事業年度以上にわたり継続して欠損が生じている会社は、当該欠損がうめられるまでの間、政治的寄附をなしてはならないとされ（政治資金規正法22条の４第１項参照）、このほか、会社は、政党および政治資金団体以外の者に対しては、政治的寄附をすることを禁止されている（21条１項参照）。

[106] これは、前掲注(1)の判決である。

注意義務ないし忠実義務に違反するのかということである[107]。上記①について、最高裁は、「会社は、･･･自然人とひとしく、国家、地方公共団体、地域社会その他･･･の構成単位たる社会的実在なのであるから、それとしての社会的作用を負担せざるを得ないのであって、ある行為が一見定款所定の目的とかかわりがないものであるとしても、会社に、社会通念上、期待ないし要請されるものであるかぎり、その期待ないし要請にこたえることは、会社の当然になしうるところであるといわなければならない。そしてまた、会社にとっても、一般に、かかる社会的作用に属する活動をすることは、無益無用のことではなく、企業体としての円滑な発展を図るうえに相当の価値と効果を認めることもできるのである

[107] もう一つの争点として、株式会社の政治的寄附は、民法90条所定の公序良俗に反するかという点もある。これは、会社の政治的寄附が憲法上の権利に反することにより、公序良俗に反するというものである。仮に政治的寄附が公序良俗に反するとして、会社がなした政治的寄附の全額または一部の額を当該会社が受け取ることができないのであれば、取締役の責任の有無が問われうることになるであろうという意味で、この争点も会社法上の問題となりうる。しかし、この争点の趣旨は、会社の政治的寄附が憲法上の権利に反するので、会社は政治的寄附をなすことができないということにある。この争点は、会社の政治的寄附が憲法に反することを理由に、公序良俗に反し、したがって、当該寄附が無効であるという構成をとるものである（民法90条参照）。

このほか、株式会社がなした政治的寄附が公序良俗に反するかという争点に関して、本文で述べる名古屋高金沢支判平成18年１月11日判時1937号143頁（熊谷組代表訴訟事件・後掲注⒆参照）は、会社のなした政治資金の寄附が憲法上保障されている思想・信条の自由を侵害するのか否かについて、「株主は、その保有する株式を自由に譲渡することができ･･･、いわば自己の思想・信条を異にする会社からの脱退の自由が制度的に担保されているのであるから、仮に株主において会社による政治資金の寄附を通じて示される特定の政党等の政治的思想、見解、判断等への支持が自己の思想・信条と相容れないと考える場合には、その保有株式を他に譲渡することにより当該会社から自由に離脱でき、自己の思想・信条と異なる会社への帰属を強制されるものではないから、会社による政治資金の寄附が株主の思想・信条の自由を侵害するとまではいえない」とする判断を示す。

政治的寄附が公序良俗に反するのか否かの争点の中心は、会社がなす政治的寄附は憲法に反するのかどうかであり、本稿の考察との関連性が低いと考えられることから、本稿では、この争点を省略する。

株式会社のなす政治献金は、行為の性質からいえば、公序良俗違反として私法上の効力が否定されるべき行為であるとする説として、富山康吉『現代商法学の課題』123頁（成文堂、1975年）参照。

から、その意味において、これらの行為もまた、間接ではあっても、目的遂行のうえに必要なものであるとするを妨げない。･･･要するに、会社による政治資金の寄附は、客観的、抽象的に観察して、会社の社会的役割を果たすためになされたものと認められるかぎりにおいては、会社の定款所定の目的の範囲内の行為である」と述べ、また、上記②については、「取締役が会社を代表して政治資金の寄附をなすにあたっては、その会社の規模、経営実績その他社会的経済的地位および寄附の相手方など諸般の事情を考慮して、合理的な範囲内において、その金額等を決すべきであり、右の範囲を越え、不相応な寄附をなすがごときは取締役の忠実義務に違反するというべきである」という判断を示す[108]。このように、この判決において、裁判所は、会社の政治的寄附は定款の目的の範囲内に含まれ、その意味で、会社は政治的寄附をなすことが認められ、これを前提として、会社がなす政治的寄附は、取締役の善管注意義務ないし忠実義務違反の有無の問題になるとしている。

会社法において、取締役の善管注意義務違反の有無の判断に関しては、経営判断原則が採用されるが、会社がなした政治的寄附について経営判断原則が用いられた裁判例も存在する。株式会社がなした政治的寄附につき経営判断原則が用いられた例としては、名古屋高金沢支判平成18年１月11日判時1937号143頁[109]がある[110]。これにおいて、裁判所は、株式会社が政治的寄附をなしたことに関して、「その前提事実の認識における不注意な誤りやその判断に至る過程に著しい不合理があるとはいえないから」、当該政治的寄附について、取締役の善管注意義務違反はないとする

[108] なお、周知のことであるが、本判決において、裁判所は、忠実義務は、善管注意義務を敷衍し、かつ一層明確にしたにとどまるのであって、善管注意義務とは別個の、高度な義務ではないとしている。
[109] 熊谷組代表訴訟事件。この事件については、前掲注(107)参照。
[110] この裁判例において経営判断原則が適用されたと述べる文献として、高橋英治「八幡製鉄政治献金株主代表訴訟事件」法学教室369号144頁（2011年）参照。

判断を示した[111]。このように、裁判例においては、政治的寄附について、経営判断原則の適用が認められている。

学説には、政党への政治献金は会社の能力外の行為であるとする説[112]もあるが、会社の政治的寄附は会社の事業遂行上有益であるものに限り認められるとするものもある[113]。近時の有力な学説は、政治的寄附を含めた株式会社がなす寄附は、それが社会の期待・要請にこたえるものであり、かつ、規模、経営実績、相手方等を考慮し応分の金額のものである限り、取締役・執行役に義務違反の責任が生じることはなく、株主の利益に寄与しない寄附を取締役・執行役はなしうると述べる[114]。この説は、株式会社は政治的寄附をなすことができることを前提として、政治

---

[111] このほか、生命保険相互会社がなした政治的寄附が問題となった事案において、経営判断原則が採用されたものとして、大阪地判平成13年７月18日金融・商事判例1145号36頁がある（日本生命保険相互会社の政治献金事件）。これにおいて、裁判所は、「取締役に対し、過去の経営上の措置が善管注意義務違反であるとしてその責任を追及するためには、その経営上の措置を執った時点において、取締役の判断の前提となった事実の認識に重要かつ不注意な誤りがあったか、あるいは、その意思決定の過程、内容が企業経営者として特に不合理、不適切なものであったことを要する」とし、担当役員が本件政治献金を行うことを決済するに当り、「その判断の前提となった事実の認識に重要かつ不注意な誤りがあったとは言えず、また、その意思決定の過程、内容が特に不合理、不適切なものであったとも言えないのであり、本件政治献金を行うこととした経営判断について、担当役員は、認められている裁量の範囲を逸脱してはいない」として、本件政治献金について、取締役の善管注意義務違反はないとした。このほか、同様のことを述べる例として、大阪地判平成13年７月18日判タ1120号119頁がある（住友生命保険相互会社の政治献金事件）。この判決については、大阪高判平成14年４月11日判タ1120号115頁（住友生命相互保険会社の政治献金事件の控訴審判決）が引用している。

[112] 新山雄三「株式会社企業の『社会的実在性』と政治献金能力」岡山大学法学会雑誌40巻３・４号145頁（1991年）。このほか、藤原俊雄「会社の寄附・献金と権利能力論」静岡大学法政研究42巻２号264頁（1994年）、富山・前掲注(107)124頁参照。

[113] 鈴木竹雄「八幡製鉄政治献金事件高裁判決について」『商法研究Ⅲ』315頁（有斐閣、1971年）、鈴木竹雄＝竹内昭夫『会社法（第３版）』298頁注（一八）（有斐閣、1994年）。ニュアンスの差はあるが、会社の能力の問題としては、政党への寄附はその範囲内であると解するのが通説であるとされている。竹内昭夫『新版注釈会社法(1)』110頁（有斐閣、1985年）。学説の詳細については、竹内・同書110頁、江頭憲治郎『会社法コンメンタール(1)』88頁（商事法務、2008年）参照。

[114] 江頭憲治郎『株式会社法（第６版）』23頁（有斐閣、2015年）。

的寄附を取締役・執行役の義務違反の問題として解するものである[115]。会社がなした政治的寄附について取締役の善管注意義務違反の有無の判断について、経営判断原則は採用されるべきか否かに関しては、通説は、経営判断原則を適用すべきではないという立場をとる[116]。

以上では、株式会社がなす政治的寄附に関して、判例・裁判例[117]および学説を見てきが、主な論点は、第一に、政治的寄附が定款の目的の範

---

[115] 高橋・前掲注⑽143頁は、最大判昭和45年６月24日・前掲注(1)を支持する形で、株式会社が政治的寄附をなすことは定款の目的の範囲内の行為であると述べ、そのうえで、取締役の善管注意義務ないし忠実義務違反との関係において、政党または政治団体への寄附は、企業の社会的見地から正当化しうるものではなく、株式会社による政治献金は、会社の財産の支出方法として、株主の政治的信条の多様性の観点および注意義務ないし忠実義務の解釈の基準となる健全なる社会通念からしても、会社法上認められるものではいとし、ただし、現行法下で取締役が会社を代表して政治資金規正法に違反せずかつ合理的範囲内の政治献金を行った場合、違法性の認識を欠くことに過失があったとはいえず、免責されるとも述べる。高橋・前掲注⑽146頁。

[116] 近藤光男「会社の寄付と取締役の善管注意義務（下）」商事法務1663号19頁（2003年）。このほか、川口恭弘「会社の政治献金」岩原紳作ほか編『会社法判例百選（第３版）』ジュリスト229号９頁（2016年）、高橋・前掲注⑽144頁参照。学説の詳細については、泉田栄一「会社の政治献金」江頭憲治郎ほか編『会社法判例百選（第２版）』ジュリスト205号９頁（2011年）参照。

[117] 名古屋高金沢支判平成18年１月11日（熊谷組代表訴訟事件。前掲注⑺、前掲注⑼）においては、①政治的寄附は公序良俗に反するのか、②政治的寄附は定款の目的の範囲内に含まれるのか、③政治的寄附は取締役の善管注意義務に違反するのか等が争点となっていた。また、大阪地判平成13年７月18日・前掲注⑾（日本生命保険相互会社の政治献金事件）および大阪地判平成13年７月18日・前掲注⑾（住友生命保険相互会社の政治献金事件）においても、上記①②③が争点となった。また、大阪高判平成14年４月11日・前掲注⑾（住友生命保険相互会社の政治献金事件の控訴審判決）は、原審を引用しており、原審と同様である。

以上のほかに、政治的寄附が問題となった判例として、(ア)最判昭和50年11月28日民集29巻10号1698頁（国労広島地本組合費請求事件）、および(イ)最判平成８年３月19日民集50巻３号615頁（南九州税理士会政治献金徴収事件）がある。上記(ア)においては、労働組合が同組合の政治活動に関して臨時組合費を組合員に徴収することが認められるのか否かに関して、労働組合の政治活動は組合の目的の範囲に含まれるのか否か、これが含まれるとして、組合員は労働組合の政治活動のための臨時組合費を労働組合に納付しなければならないのかが争点であった。上記(イ)においては、税理士会が政治団体へ寄附するために会員から特別会費を徴収するという税理士会の決議は無効なのか否かに関して、税理士会が政党など政治資金規正法上の政治団体に金員を寄附することは税理士会の目的の範囲に含まれる行為であるのかが争点の中心であった。

囲に含まれるのかまたは会社は政治的寄附をなすことができるのか、第二に、会社がなした政治的寄附は取締役の善管注意義務ないし忠実義務に違反するのか、および会社がなした政治的寄附について、取締役の善管注意義務違反の有無の判断に関して、経営判断原則は適用されるのかである。

以上のように、判例・裁判例および学説によれば、株式会社がなした政治的寄附について株主による事前の承認を求めるべきであるという考えは提示されていない。これは、株式会社の政治的寄附は取締役の業務執行の一環でなされるという考えにとどまるからではないだろうか。

イギリス会社法においては、上述のように、株式会社がなす政治的寄附等は、取締役と株主間の利害衝突の問題として考えられている。したがって、イギリス会社法においては、利害衝突を防止するために株主総会の決議を要するという規制が設けられていると考えられる。日本の会社法において、株式会社は政治的寄附をなすことができるというのが法の現状である。したがって、株式会社は政治的寄附をなすことができるということを前提にすると、私見としては、日本の会社法において、上述のイギリス会社法の規制理念を次のように推し進めて採用すべきであると考える。すなわち、会社財産が事業活動を通じて利益を得るために使われるという株主の期待があるにもかかわらず会社財産が取締役の判断で政治的寄附に使われるという意味、または会社が政治的寄附をなすことについて取締役が会社財産を濫用する危険があるという意味で政治的寄附は取締役と株主間の利害衝突を生じさせるものであり、また会社がなした政治的寄附によって会社が具体的な利益を得ることは疑わしく、政治的寄附によって会社の財産が流失する危険があることから、取締役と株主間の利害衝突および会社財産の流失の危険を抑止する趣旨で、会社が政治的寄附をなすことについて、株主総会の事前の承認決議を要するとすべきである。このように、政治的寄附について株主総会の事前の承認決議を要するとなれば、取締役の善管注意義務ないし忠実義務違反

の議論については、株主総会の承認決議に従って取締役が政治的寄附をなしたのか否かの点が問題となるであろう。

イギリス会社法においては、政治的寄附等の許可の決議は、４年間の効力を有するとしている。４年の期間は、イギリスの議会の平均的な期間が考慮されて定められたものと考えられる。しかし、日本の会社法においては、議会の平均的期間という考慮要素は馴染みが薄い。また、政治の状況、会社が置かれている経済等の状況、会社の経営方針、会社の経営陣等は変化するものである。このように考えると、政治的寄附をなすことについての承認は、毎年なされるべきであろう。このように、毎年承認を要するとすることは、イギリス会社法のように一定の期間許可の効力があるとすることよりも、取締役と株主間の利害衝突および会社財産の流失の危険を抑止するという趣旨の実現の程度を高めることになり、株主保護の強化につながるであろう。

上述のように、イギリス会社法においては、親会社における政治的寄附等の許可の決議を子会社に適用することができる等とする趣旨[118]の規定（2006年会社法367条参照）がある。この規定の趣旨は、政治的寄附等の決議を得る手間を簡略にすることにあると考えられる[119]。すなわち、この規定は、親会社の株主総会の決議が子会社の株主総会の決議となるというものである。この規定によれば、子会社の株主、特に少数株主の保護が弱いと言えるであろう。したがって、日本の会社法においては、政治的寄附をなす会社は、当該会社の株主総会において政治的寄附をなすことについて承認を得なければならないとすべきであろう。

イギリス会社法においては、政治的寄附等をなす会社が他の会社の子会社である場合には、政治的寄附等について、当該会社の決議のほか、

---

[118] 例えば、親会社の株主総会の決議を一社または複数の子会社に適用するとすることができる。

[119] See, John Birds, supra note 5, at 362.

当該他の会社ではなく、最終の親会社（関連親会社）の決議が必要である（2006年会社法366条２項(b)参照）。また、2006年会社法は、事前の決議を得ずに会社が政治的寄附等をなした場合においては、最終の親会社（関連親会社）の取締役は、寄附をなした会社に対し責任を負うとしている（369条３項(b)参照）。前者の規制は、最終の親会社の株主を保護する趣旨の規制であると考えられる。他方、後者は、前者の規制と併せて設けられたものと考えられるが[120]、政治的寄附をなす会社である子会社の株主を保護するものである。日本の会社法においても、親会社の株主保護または子会社の株主保護を目的としてこれらの規制を採用することについて、検討の余地はあるであろう[121]。

政治的寄附等についての許可の決議のほかに、イギリス会社法においては、上述のように、会社がなした政治的寄附等は、取締役の報告書において株主に毎年開示されるという規制がある。日本の会社法においても、会社がなした政治的寄附は株主に毎年開示されるという趣旨をとり入れるべきである。このことについては、例えば、取締役は、株主総会において、会社がなした政治的寄附について説明をしなければならないとする規制が考えられるであろう。これにより、会社がなした政治的寄附が株主に事後的に開示されることになるであろう。

上述のように、政治的寄附等をなした会社の取締役の責任（2006年会社法369条）に関しては、影の取締役も369条の責任を課される対象になりうる。イギリスの裁判例[122]によれば、支配会社は、従属会社の影の取

---

[120] See, John Birds, supra note 5, at 364.

[121] ただし、前者の規制に関しては、会社の政治的寄附等についての費用の負担で最終の親会社の利益が考慮されて政治的寄附等がなされることになるという問題がある。この場合、政治的寄附等をなす会社に少数株主が存在するときは、当該少数株主の保護が弱くなると言える。

[122] Re Hydrodam (Corby) Ltd [1994] 2 BCLC 180. Re Hydrodam事件の邦文文献については、坂本達也『影の取締役の基礎的考察』158頁（多賀出版、2009年）参照。また、影の取締役制度に関する邦文文献についても、同書参照。

締役とされうる。このように考えると、支配会社は、従属会社のなした政治的寄附等について、影の取締役として従属会社に対して369条の責任を課されるという考え方が導き出される。私見としては、従属会社がなした政治的寄附等について、支配会社も従属会社に対し責任を課されうるという考え方は採用されるべきであると考える。従属会社がなした政治的寄附等について支配会社は従属会社に対し責任を課されるという問題は、結合企業法制度の責任規制が解決すべきことである。

以上本稿では、上述のように、株式会社が政治的寄附をなす場合には、株主総会において事前に承認の決議を得なければならないとすべきこと、この決議は毎年なされるべきこと、および、株式会社が政治的寄附をなした場合には、取締役は、株主総会において、当該政治的寄附について説明をしなければならいとすべきこと等当該政治的寄附を株主に毎年開示すべきことを提案した[123]。これらのことについては、上述のような会社法の規定、判例・裁判例および学説の状況を考慮すると、立法により規制を会社法に設けるべきであろう。

---

[123] 仮にこれらのことの規定が立法により設けられたとして、その後においては、これらの規定が会社法に存在することが、株式会社が政治的寄附をなすことを会社法が認めているという主張の根拠とされるべきではないであろう。なぜなら、これらのことの規制は、株式会社が政治的寄附をなすことができるという会社法の現状を考慮して、株主を保護するために必要なものとして採用されるものであるからである。当然ではあるが、会社法において株式会社は政治的寄附をなすことができないということが確立した後においては、株主総会の承認決議を要するとする規制および株主総会において取締役の説明を要するとする等の株主への開示を要するとする規制は削除されるべきである。

イギリス会社法においては、政治的寄附等が総額で一定の額に達しない場合には、政治的寄附等の許可の決議は不要であるとしているが（2006年会社法378条参照）、このような考え方を日本の会社法においてとり入れるべきかどうかについては検討の余地があるであろう。

以上のほか、本稿では、政治的寄附等について株主総会の事前の承認を要するとすべきことを述べているが、政治的寄附等について株主総会の事前の承認を要するとする趣旨からすれば、教育や研究、慈善事業への寄附についても、株主総会の事前の承認を要するとすべきである。また、自然災害発生の際の支援に用いる備蓄等のために、自然災害発生前に会社が会社財産から寄附としてなす物資や資金の提供

＊本研究は、JSPS科研費24530108の助成を受けたものである。

についても、同様に、事前の株主総会の承認を要するとすべきである。

自然災害が発生した場合に会社が被災者の生命や生活の支援のために提供する義援金については、これの目的のために会社が従業員、会社関係者または社会の人々から募金により集めるものと、会社財産から提供されるものとに分け、後者については、株主総会の事前の承認を要するとすべきである。ただし、自然災害の発生は事前に予測できないことから、会社は、株主総会において、会社が会社財産から提供する義援金名目の寄附金について、自然災害発生時の被災者支援のための義援金等という項目で上限額について事前に承認を得なければならないとすべきであろう。自然災害が発生した場合に被災者の生命や生活の支援のためになされる物資の提供についても、義援金の場合と同様にすべきである。

すでに発生している自然災害の被災者への支援として、当該自然災害発生時の次の事業年度以降において会社が会社財産から義援金または物資の提供をする場合には、当該会社は、義援金の提供先や上限額、物資の提供先や上限額等の項目を開示して株主総会の事前の承認を得なければならないとすべきである。

また、上述の教育や研究、慈善事業への寄附、寄附としての物資や資金の提供および義援金名目の寄附金の提供については、会社がこれらをなしたのであれば、政治的寄附と同様に、株主総会において、取締役は株主に対し説明をしなければならない等、株主への開示が必要であるとすべきである。